

平成 19 年 5 月 1 0 日

都道府県バレーボール協会 各位
全国加盟団体バレーボール連盟 各位

(財) 日本バレーボール協会
国内事業本部・国内競技委員会
委員長 不老 浩二

平成 1 9 年度「チーム加盟及び個人登録規程 第 1 9 条」の取り扱いについて（通知）

標記の規程の取り扱いについて、以下のように取り扱うことといたします。

記

チームの追加登録及び登録構成員の追加あるいは変更は、申請された日に関わらず、その登録の手続きが完了した日より有効とします。

ただし、競技会やそれぞれの競技団体に、大会参加等への別途規約がある場合にはそれに従うこととします。

理由

JVAMRS（JVA 個人登録システム）を利用することにより、チーム及びメンバーの登録年月日の特定や、登録チーム数の集約などの事務作業が容易にできることになりました。

個人、チームの登録確認を迅速に行うことにより、登録した選手がなるべく早く競技会に参加できるようにすることが、バレーボールの発展につながるという考えから、このような取り扱いにすることにいたしました。

この趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

以上

《参考》

(財) 日本バレーボール協会 チーム加盟及び個人登録規程
第 1 9 条（追加登録）

毎年 6 月 1 日以降に申請された登録及び登録構成員の追加あるいは変更の届出は、各都道府県協会がこれを承認した日より 3 0 日を経過した日から、その効力を発生するものとする。